

糸魚川市危険空き家除却支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図るため、糸魚川市内における危険空き家の解体にかかる費用に対する補助金の交付に関し、糸魚川市補助金等交付規則(平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険空き家」とは、次の各号のいずれにも該当する建物をいう。

- (1) 市内に存し、1年以上使用のない状態であるもの
- (2) 建築資材の飛散又は落下により近隣又は公道に影響を及ぼすおそれがあり、周囲に対して危険性があるもの
- (3) 別表の不良度判定調査基準の評点の合計が50点以上であるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市税の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 危険空き家の登記事項証明書に所有者として記載されている者、又はその者の相続人
- (2) 固定資産税課税台帳に記載されている者、又はその者の相続人

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内に事業所や営業所を有する事業者が行う危険空き家の解体及び除去にかかる工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする。ただし、1平方メートル当たりの工事単価の上限は、国土交通大臣が定める不良住宅標準除却費(木造住宅の除却工事費をいう。)とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に、規則に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書

- (2) 除却する危険空き家の住宅位置図及び現況写真
- (3) 登記事項証明書（未登記のものにあっては、固定資産税課税台帳の写し）
- (4) 危険空き家の所有者との相続関係がわかる書類（申請者が補助対象者の相続人である場合に限る。）
- (5) 危険空き家の所有者又はその者の相続人の委任状（委任を受けた代理人が申請する場合に限る。）
- (6) 共有者全員又は相続人全員の同意があることがわかる書類（危険空き家が複数人の共有又は相続財産である場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認めたもの
（実績報告）

第7条 申請者は、除却工事が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則に定める様式による実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事完了後の写真
- (2) その他市長が必要と認めるもの
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

住宅の不良度判定調査基準

| 判定基準 | | 判定項目 | 判定内容 | 評点 | 最高評点 | |
|-------|-------------------------|----------------|----------------|--|------|-----|
| 1 | 構造一般の程度 | (1)基礎 | ① | 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの | 10 | 45 |
| | | | ② | 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの | 20 | |
| | | (2)外壁 | 外壁の構造が粗悪・簡易なもの | 25 | | |
| 2 | 構造の腐朽又は破損の程度 | (3)基礎、土台、柱又ははり | ① | 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているものその他の小修理を要するもの | 25 | 100 |
| | | | ② | 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるものその他の大修理を要するもの | 50 | |
| | | | ③ | 基礎、土台、柱の傾斜（下げ振りを使ったとして1/20超）又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの | 100 | |
| | | (4)外壁 | ① | 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。 | 10 | |
| | | | ② | 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの | 15 | |
| | | | ③ | ①②のほか、更に壁体を貫通する穴を生じているもの | 25 | |
| | | (5)屋根 | ① | 屋根ぶき材料の一部に剥落又ははずれがあり、雨もりのあるもの | 15 | |
| | | | ② | 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの | 25 | |
| | | | ③ | 屋根が著しく変形したもの | 50 | |
| | | 3 | 防火上又は避難上の構造の程度 | (6)外壁 | ① | |
| ② | 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの | | | | 20 | |
| (7)屋根 | 屋根が可燃性材料でふかれているもの | | | 10 | | |
| 4 | 排水設備 | (8)雨水 | 雨どいがないもの | 10 | 10 | |
| 合計 | | | | | | |

備考 一の判定基準につき該当する判定内容が2又は3ある場合においては、当該判定項目についての評点は、該当判定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。